

1 入札対象事業

工事名	8 市水新設第63号島名地区配水管布設工事
工事場所	つくば市島名地内
工事概要	【完全週休2日制促進工事 発注者指定型】 【情報共有システム対象工事 受注者希望型】 【遠隔臨場対象工事 受注者希望型】 開削工事 D I P－G X形 φ200 L＝274.6m H I V P－R R形 φ150 L＝206.4m φ100 L＝9.8m φ75 L＝18.1m
予定価格	金50,260,000円（税抜き）
工事期間	令和9年2月12日まで
発注課	つくば市上下水道局水道工務課

2 入札方式

総合評価方式 （特別簡易型）	本工事の入札は、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の経験、工事成績等に基づく技術力等と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（特別簡易型）により執行する。
評価値の算定方法	入札参加者から提出された評価資料について、各評価項目を点数化した得点の合計値（以下「評価点」という。）に標準点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を入札価格で除したものに100万を乗じたものを小数点第3位止めで算出し、評価値とする。ただし、小数点第3位止めの評価値で差がつかない場合は、小数点第4位以下の評価値を算出する。 $\text{評価値} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times 100\text{万}$ (1) 技術評価点＝評価点＋標準点 (2) 標準点は、100とする。
評価の基準	末尾の特別簡易型評価基準表による。
評価資料の評価方法等	ア 自己採点の根拠が、評価資料及び添付資料から確認できない場合は、その評価項目の評価点は0点とする。 イ 自己採点の根拠が、評価資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己採点が本来得られる点より高い場合は、その評価項目の評価点は本来の評価点とする。 ウ 自己採点の根拠が、評価資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己採点が本来得られる点より低い場合は、その評価項目の評価点は自己採点どおりとする。
落札候補者等の決定方法	提出された自己採点表と入札金額をもとに入札参加者全員の仮の評価値を算出し、失格基準価格以上の予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、仮の評価値の最も高い者を仮の落札候補者とする。開札後に仮の落札候補者のみ自己採点表と評価資料を審査することにより、落札候補者を決定する。この場合において、評価値の最も高い者が2人以上のときは、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者を決定する。

3 入札参加資格要件

この公告の日において、次の要件を全て満たしていること。

つくば市入札参加者選定等取扱要綱（平成12年つくば市告示第80号）第17条に規定する入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者であること。	
有資格者名簿の種類	建設工事
入札参加形態	単体
建設業の許可	特定又は一般
許可業種	土木一式
経営事項審査	契約締結日から1年7月以内の日が審査基準日の経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の審査をいう。）を受けていること。
格付基準点	最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の許可業種に係る総合評定値につくば市入札参加者選定等取扱要綱第15条第1項各号により算出した数値を加えた市の格付基準点が700点以上であること。
年間平均完成工事高	最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の許可業種に係る年間平均工事高があること。
配置技術者	・建設業法第26条の規定に基づく許可業種に対応する主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。 ・本工事の配置技術者を他工事の配置技術者と兼務させる場合は、参加申請前に兼務させることができる条件について、下記つくば市ホームページで確認すること。 建設業法等の一部改正について（令和6年12月13日施行） https://www.city.tsukuba.lg.jp/nusatsu/seido/kensetugyouhoukanren/23559.html 現場代理人等の適正配置 https://www.city.tsukuba.lg.jp/jigyosha/shigoto/kouji/1001827.html
地域要件	つくば市内に本店を置き継続して2年以上経過していること。
資格等要件	つくば市指定給水装置工事事業者であること。

4 入札日程等

参加申請の方法	いばらき電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）により行うこと。
参加申請の開始日時	令和8年6月17日 午前9時から
参加申請の締切日時	令和8年7月6日 午後1時まで
設計図書の閲覧	電子入札システム（入札情報サービス）にて公開する。
設計図書に関する質問期限及び質問先	令和8年6月26日 午後1時まで つくば市上下水道局水道工務課 Eメール wtr033@city.tsukuba.lg.jp 質問書の様式をエクセル形式のまま提出すること。

質問に対する回答	令和8年7月2日 つくば市ホームページ「入札のひろば」に掲載する。 回答は必ず確認すること。
評価資料の提出及び様式	(1) 入札に際し、当該工事に関する施工能力等の評価資料を提出すること。 様式については、電子入札システム（入札情報サービス）からダウンロードすること。 ア 自己採点表兼評価点算定資料一覧表（様式第1号） イ 評価資料提出省略申請書（様式第2号） ウ 工事成績評定評価対象工事資料（様式第3号） エ 優良工事評価資料（様式第4号） オ 応急対策活動協定評価資料（様式第5号） カ 地域活動実績評価資料（様式第6号） キ 完全週休2日制促進工事の施工実績評価資料（様式第7号） ク 施工実績等評価資料（様式第8号） ケ その他市長が必要と認める資料 (2) 提出した評価資料の変更は、認めない。ただし、評価資料のうち施工実績等評価資料（様式第8号）を変更しようとする場合で次のいずれかに該当するときは、この限りでない。 ア 契約締結日までの間に、当初提出した配置予定技術者の評価点と同等以上の評価点（それぞれの評価項目ごとの評価点が同等以上の評価点である場合に限る。イにおいて同じ。）の配置予定技術者に変更するとき。 イ 真にやむを得ない事情により、当初提出した配置予定技術者を配置できない場合で、かつ、当初提出した配置予定技術者の評価点と同等以上の評価点の配置予定技術者を配置できない場合において、入札書受付締切日時までに申出書（任意様式）を提出したとき。 (3) (2)ただし書の規定により、配置予定技術者評価資料を変更した場合の配置予定技術者の評価点の取扱いについては、次のとおりとする。 アに該当する場合は、当初提出した配置予定技術者の評価点から変更しない。 イに該当する場合は、当初提出した配置予定技術者の評価点から変更後の配置予定技術者の評価点に変更する。
評価資料の提出に当たっての注意点	(1) 評価資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。 (2) 落札者が配置予定技術者の評価項目の加点を得ている場合であって、当該配置予定技術者を本工事の技術者として配置できないとき（当該配置予定技術者の評価点と同等以上の評価点（それぞれの評価項目ごとの評価点が同等以上の評価点である場合に限る。）の技術者を配置するときを除く。）は、工事成績評点を減ずる措置を行う。特に悪質と認められる場合は、指名停止措置や損害賠償の請求等を行う。 (3) 提出期限までに評価資料の提出がなかった者の入札は無効とする。
評価資料の提出期限及び提出方法	令和8年7月6日 午後1時まで つくば市総務部契約検査課（コミュニティ棟2階）まで持参又はFAXにより提出すること。 FAX 029-868-7630
入札方法	電子入札
入札書受付開始日時	参加申請の締切日の翌日（翌日が閉庁日の場合は翌開庁日） 午前9時から
入札書受付締切日時	令和8年7月15日 午後1時まで

開札日時	令和 8 年 7 月 16 日 午前 9 時 00 分
開札場所	つくば市役所コミュニティ棟 1 階会議室 1
再度入札	落札候補者がいない場合、低入札価格調査の予備調査の結果により落札候補者とならなかった者及び失格基準価格を下回った者を対象として、再度入札の応札可能者が複数ある場合に限り、開札日の翌日から 5 日以内（閉庁日を除く。）に再度の入札を電子にて行う。
低入札価格調査制度又は最低制限価格の有無	低入札価格調査制度を適用し失格基準価格を設ける。 「つくば市低入札価格調査実施要領」及び「事後審査型条件付き一般競争入札共通事項（電子入札建設工事用）」の「10 低入札価格調査」に示すとおりとする。
工事費内訳書	「事後審査型条件付き一般競争入札共通事項（電子入札建設工事用）」の「6 工事費内訳書」に示すとおりに提出すること。
審査書類提出日及び提出場所	提出を求められた日から 2 日以内（市の休日を除く。） つくば市総務部契約検査課（コミュニティ棟 2 階） F A X 029-868-7630 E メール fnc061@city.tsukuba.lg.jp
審査書類	・「事後審査型条件付き一般競争入札共通事項（電子入札建設工事用）」の「9 事後審査に伴う入札参加資格要件関係書類の提出及び落札者の決定」に示すとおりとする。 ・つくば市ホームページ「入札のひろば」からダウンロードして作成する審査書類については最新の書類を使用すること。

5 その他

入札保証金	納付を免除する。
契約保証金	契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。 ただし、つくば市契約規則（平成 9 年つくば市規則第70号）第35条第 1 号から第 6 号まで（同条第 3 号及び第 5 号を除く。）のいずれかに該当するときは、納付を免除する。
電子契約	本案件は電子契約の対象とする。
手持ち工事の数	入札に参加できる者は、この公告の日における手持ち工事（つくば市と競争入札の方法により請負契約を締結した建設工事でこの公告の日の前日までに完成検査が完了していないものをいう。）の数が、2 件までの者とする。ただし、つくば市優良工事建設業者の表彰を受けた者については、表彰を受けた日以降、直近の公告日から 1 年間は 3 件までとする。
落札件数	この公告の日に公告した総合評価方式の入札案件について、落札候補者となれるのは、開札順に 1 件までとする。
入札の無効	入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は、無効とする。
議会の議決	—
事業所の確認	つくば市ホームページ「入札のひろば」に掲載する「事業所の実態調査要領」及び「事後審査型条件付き一般競争入札共通事項（電子入札建設工事用）」の「9 事後審査に伴う入札参加資格要件関係書類の提出及び落札者の決定」に示すとおりとする。
共通事項	「事後審査型条件付き一般競争入札共通事項（電子入札建設工事用）」に示すとおりとする。
照会先	〒305-8555 つくば市研究学園一丁目 1 番地 1 つくば市総務部契約検査課入札管理係 電話 029-883-1111